

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年度（2021年度）第18回（定例会）

署名人 二木志保

教育長 山城良嗣

開催日時 令和4年（2022年）1月26日（水）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、平良浩委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、田端睦子副部長

（総務課）稲福喜久二課長、松田信男副参事、棚原咲子主査、松井都矢子主査

（生涯学習課）平良尚子課長、池原恭子主査

【学校教育部】武富剛部長、根間秀夫副部長

（学校教育課）名嘉原安志課長、高袋元治副参事、平良美夏副参事、伊禮道子主幹

【市民文化部】

（文化財課）大城敦子課長 嘉数真主幹

議事日程 ※日程1から3まで非公開案件。ただし、日程1及び2は、委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第30号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について【文化財課】
- 2 議案第31号 那覇市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】
- 3 議案第32号 職員人事（退職）について【総務課】
- 4 議案第33号 那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程の制定について【学校教育課】
- 5 議案第34号 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について  
【学校教育課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

山城教育長 はいさい 時間となりましたので、会議を始めさせていただきます。会議の前に、本日の日程について説明します。教育委員会会議と、その後、今日は総合教育会議が予定されているため、長時間になるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

総合教育会議は、市長日程により会議時間が固定されておりますので、2時半開始になります。それに間に合わせて行くためにも、教育委員会会議の進行状況によっては、休憩を挟んで総合教育会議の終了後に再開するという事も考えられますので、よろしくお願いいたします。

それでは令和3年度第18回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の議案は5件となっております。会議録署名は、二木委員にお願いいたします。まず会議の非公開について諮りたいと思います。議案第30号及び議案第31号は、個人に関する情報が含まれているため、又、議案第32号は、人事に関する情報が含まれているため、非公開とすることが適当であると思われれます。但し、議案第30号及び議案第31号の会議録は、委員の委嘱後に公開したいと思えます。議案第30号、議案第31号及び議案第32号を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで議長を交代します。本仲教育長職務代理者にお願いいたします。

本仲職務代理 議案第30号につきましては、教育長の三親等のご親族に係る議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に基づき退出をお願いしたいと思います。

これより審議に入ります。議案第30号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」、これを議題といたします。市民文化部、よろしくお願いいたします。

大城課長 市民文化部文化財課課長大城です。よろしくお願いいたします。議案第30号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」、那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。提案理由 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の辞職に伴い、新たな委員を博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委嘱するので、この案を提出いたします。そのまま、詳細説明をさせていただきます。

那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱についてですが、今回、1名の委員が任期を残して辞職したことに伴いまして、新たに1名の方を委員として委嘱いたします。壺屋焼物博物館では、博物館法及び那覇市立壺屋焼物博物館条例に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会を設置しています。協議会は、委員10人以内で組織され、博物館の運営に関する諮問に応じ、館長に対して意見を述べる機関でございます。協議

会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、地域代表のうちから委嘱する規定となっております。今回は、社会教育関係者の委嘱について、次の1ページに新たな委員1名、2ページに委嘱された1名とその他の委員を掲載しております。

新たに委員として委嘱する与那原良彦氏は、株式会社沖縄タイムス社読者局次長、文化事業本部長でございます。前任の船越三樹氏は、沖縄タイムス社を定年退職となり、後任の与那原氏に引き継ぐことになりました。新たな委員の任期は、前任者の残任期間の令和4年3月2日迄となっております。2ページにご説明いたしました1名の委員を加えた10名の新名簿を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上が、「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」の説明でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

本仲職務代理 この件について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは議案第30号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

本仲職務代理 異議なしとのことですので、議案第30号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。お疲れ様でした。山城教育長の退出を解除します。議長を交代します。

山城教育長 それでは引き続き行きたいと思います。議案第31号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。生涯学習部小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 議案第31号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、提案理由 那覇市社会教育委員の任期満了により、社会教育法第15条第2項及び那覇市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出する。説明は生涯学習課長のほうからいたします。

山城教育長 生涯学習課 平良課長、お願いします。

平良課長 はいたい 生涯学習課でございます。まず、お手元の資料の一番最後のページ、5ページのほうをご覧ください。こちらのほうに社会教育法を添付しております。こちらの第17条に社会教育委員の職務が記載されており、社会教育委員は社会教育に関し、教育委員会に助言するため、次の職務を行うということで、3点が挙げられております。那覇市のほうでは、任期を2年とし、13名の委員で構成をしております。資料の2ページのほうをご覧ください。こちら社会教育委員の一覧になっております。今回、13名のうち一番下のほうの網掛けをしている金城委員と後藤委員のみが継続となっております。残り11名の方が、令和4年1月27日付で、新たに委員に委嘱される方でございます。新たに委嘱される委員の一覧が1ページとなります。この11名のうち、2番の土屋委員、それから3番の上原委員、4番の安里委員、5番の仲

村渠委員、そして10番の伊藤委員、こちらのほうが新メンバーとなります。この方達以外の残り6名の方が、前期に引き続く再任ということになります。以上が、今回、提案をしております那覇市社会教育委員の委嘱について、の説明となります。ご審議、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま生涯学習課のほうから提案説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは議案第31号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第31号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

～ 非公開 ～

山城教育長 非公開を解きます。

山城教育長 それでは続けて参ります。議案第33号「那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程の制定について」を議題といたします。学校教育部武富部長、お願いします。

武富部長 議案第33号「那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程の制定について」、提案理由 県費負担教職員の人事評価に関し、所要の規定を整備するため、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校教育課が行います。

山城教育長 学校教育課島袋副参事、お願いします。

島袋副参事 今、現在、那覇市立学校職員に係る教職員の評価システムの苦情対応規程という規程がございます。今回は、この規程を全面改正してですね。新たに制定するものです。今、現在あるシステム苦情対応規程につきましては、申し出期間等、不具合があるので改正の見直しを諮りました。その中で整合性と言いますか、新たに加えた文言があるということで、タイトルを変えております。まず1ページをお開きください。今回の改正案になりますが、主旨としましては、地方公務員は、任命権者が公務員の人事評価をすることになっていますが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条により県費負担教職員は市町村の教育委員会が評価することになっています。具体的に、どういうふうに評価するのかということについて、これまで記載がありませんので、この第2条で、具体的には、沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の下に実施しますよという新たな文言を加えています。この県の規則の中で具体的に教職員の評価方向が定められていて、只、苦情に対しては、市町村が適切に行うようにという形になっています。依って、これ以降はですね。この苦情に対する規定というふうになっております。

今回、これを定めて、後、細かい様式と言うんですかね。いろんな申し出に係る様式であったり、申し出期間とか、そういったものを教育長のほうに委任という形で要

項に落とし込んで、臨機応変にやって行きたいということと、後は、第4条の苦情処理委員会の委員のメンバーなのですが、今回5名になっていますが、前は6名で教育相談課長が入って居たんですが、教員の評価については、やはり、学校の先生が、教員のほうが良く分かるだろうということで、教育相談課長を除いた5名というふうに制定し直しております。主な改正点は、以上になります。

山城教育長 よろしいですか。それでは、ただいま学校教育課のほうから提案説明がございました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 資料として添付していただいている評価システムに関する規則という所は、特に、今回、書き換えはなくて、以前からのとおり、このまま使われるんですね。

島袋副参事 これは、沖縄県が定めております。沖縄県教育委員会です。

山城教育長 ほか、どうですか。確認です。これまでは、教職員評価システムの苦情対応規程となって定められていたものを、この表にあるように、県費負担教職員の人事評価実施規程というふうには書き換えることになるが、内容的には、これまでの苦情処理規程と、ほぼ同じになると。何故、そういうことをするかと言うと、県費負担教職員の人事評価そのものは、先程の4ページの県の規定に則って、これまでも行われていると、只、その中の第11条で市町村で苦情処理については、規定を設けてやりなさいと謳われているので、それを受けて、今回この見直しを諮ると言った所ですね。それに伴って、ちょっとメンバーも少し今回、絞ってあるということです。ほか、どうですか。それでは議案第33号「那覇市県費負担教職員の人事評価実施規定の制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第33号「那覇市県費負担教職員の人事評価実施規定の制定について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

続けて参ります。議案第34号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育課 武富部長、お願いします。

武富部長 議案第34号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由 那覇市立小中学校の休業日の指定や変更に関し、必要な事項を定めるため、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校教育課が行います。

山城教育長 学校教育課 名嘉原課長、お願いします。

名嘉原課長 よろしく申し上げます。3ページ目をご覧ください。那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 改正内容等。改正理由、市立小中学校の休業日の指定や変更等について、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に規則とは異

なる措置を取る状況が生じ、その措置を講ずるまでの手続きに時間を要した。休業日の指定や変更等を円滑におこなうため、必要な事項を整備する。詳細については、担当よりご説明いたします。

山城教育長  
伊禮主幹

お願いします。

まず、1. 休業日の設定についての根拠等とありますが、こちら①から④まで現行で定めている那覇市立小中学校の休業日となります。まず、①が大元の休業日の設定ですね。夏季休業日は何日から何日迄という、休業日の基となる休業日が設定されております。②ですが、大元の休業日を学校の教育課程の編成上必要がある場合に変更設定が出来ますよという学校長が出来るというものがあります。又、非常変災、その他の急迫の事情による臨時休業が、現行では学校長が行うことが出来ると定められています。又、次、感染症予防のための臨時休業、これは学校の設置者、教育委員会のほうで行えるということです。こちらは学校保健安全法で、規則にはなくて直ぐ学校保健安全法を適用して、こういった休業日を設定しております。今回、この改正するのは、2. 改正内容のほうになりますが、まず(1) 教育長による休業日の変更設定ができる規定を新たに設けております。具体的には、変更後の第3条第1項の但し書きを追加しておりますが、教育長による変更ができるという規定を加えております。変更の内容としましては、夏季休業日、何日から何日迄というのを延長したり、短縮したり、又、時期の変更などを想定しております。又、②、③関しましては、字句の整備になるんですけども、現行では教育委員会が指定した日というふうになっておりますが、これは、明確に教育長が指定した日というふうに変更しております。又、休業日の定義なども行っております。

次、(2) 校長による休業日の変更・設定を整理しております。まずは、現状に合わせたと言うか、校長による休業日の設定と言うのが、運動会などを日曜日に行いたいために、翌日は、振り替え休業をしますよという、そういったのがあるんですけども、これが第3条第2項のほうで、ほぼ、カバーされるだろうということで、字句を整備、第3条第1項第9号からは、校長による休業日設定を削っております。その他、②、③は、手続き規定を解りやすくするために字句の整理を行ったモノです。

(3) 教育長による臨時休業の実施ができる規程を新たに設けております。これが改正後の第4条第1項になりますが、非常変災、その他、急迫の事情で、大規模な事件、事故、災害などがある時に、教育長の判断により市立小中学校の一斉休業ですとか、地区単位での臨時休業が出来るとした規定を新たに設けております。以上が、改正内容となります。

山城教育長

ただいま提案説明がありました。実際、規則そのものは、1ページの新旧対照表のとおりになっているということですね。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。本件委員、お願いいたします。

本仲委員　今回の改正で、学校現場の実態に即した変更になっているんだなと思っています。この学校管理規則というのを読んでいたんですけども、今回、コロナについては、全く予期しないことがあって、学校現場も、教育委員会も、大変、判断、助言に困ったんじゃないかなと思うんですけども、例えばの話なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、一時的に規則とは異なる措置、このような状況が生じたということがありますよね。具体的に、どんな場面だったんでしょうか。

山城教育長　どうぞ。

伊禮主幹　そうですね。今回は、夏休みを延長したりとか、秋休みを短縮したりという形がありました。その変更が出来るという規定がなかったので、それを、教育委員会会議にかけて、このような措置を取りますという臨時代理をしましたという報告をしたと思うんですけども、そういったものがあります。

山城教育長　本仲委員、どうぞ。

本仲委員　私は、すごく良い改正だなと思っているんですけど、この学校管理運営規則というのは、教育委員会の決定事項ですよ。だから教育委員会の職員の皆さんは、早めに学校から、要望やニーズ、そういったものをいち早く聞いて、こういうものは教育委員会会議には報告で良いので、教育長の判断で出来るような形にして、実際のな学校運用が出来るような形に持って行ければ。これはそういうふうになっているんじゃないかなと、今回、みています。

山城教育長　ありがとうございました。ご意見でした。ほか、どうでしょうか。それでは議案第34号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員　異議なし。

山城教育長　異議なしとのことですので、議案第34号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。ありがとうございました。以上を持ちまして、令和3年度第18回教育委員会会議(定例会)は、終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第30号	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第31号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第32号	職員人事（退職）について	原案どおり可決
議案第33号	那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程の制定について	原案どおり可決
議案第34号	那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決